

# 駒岡清掃工場解体工事に係る土壤汚染状況調査業務（表土調査） 仕様書

## 1 業務目的

札幌市では、老朽化した駒岡清掃工場を更新するため、新しい清掃工場（以下、新工場という）の建設を進めているが、新工場建設後、稼働を停止する駒岡清掃工場については、一部の建物を除き解体を行う予定である。

本業務では、解体を予定している駒岡清掃工場がある土地において、土壤汚染対策法に定める調査方法に準じて、地歴調査の結果に基づき土壤汚染状況調査（表土調査）を実施し、土壤汚染の有無とその状況について把握することを目的とする。

## 2 業務名称

駒岡清掃工場解体工事に係る土壤汚染状況調査業務（表土調査）

## 3 履行場所

札幌市南区真駒内 602 番地

敷地面積 59,430 m<sup>2</sup>

## 4 履行期間

契約締結日より令和 6 年 1 月 31 日まで

## 5 本業務に係る条件

- (1) 駒岡清掃工場は令和 6 年度末に稼働停止予定のため、本業務は、稼働中の工場敷地内での調査となる。

## 6 業務内容

「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改定第 3.1 版）」（令和 4 年 8 月 環境省 水・大気環境局 水環境課土壤環境室）に基づいて行い、下記の事項を実施する。

### (1) 土壤汚染状況調査

#### ア 位置測量

試料採取等を行う区画について、調査実施者による差が生じないように単位区画及び 30m 格子の設定を行う。

#### イ 土壤試料採取及び埋戻し 59 箇所（別添 1 参照）

採取深度は表層（地表から深さ 5 cm まで）の土壤と、深さ 5 cm～50 cm までの土壤を個別に採取し、重量が均等になるように混合して 1 試料とする。

#### ウ 土壤ガス試料採取（捕集バック法） 12 箇所（別添 2 参照）

地表から深度 0.8m～1 m の土壤ガスを採取する。

#### エ 土壤ガス現地分析（GC-PID分析）

採取した土壤ガスに含まれる、地歴調査にて試料採取の対象と判断された第1種特定有害物質（ベンゼン）（別添2参照）について分析する。

#### オ 土壤分析（検体数）

- ・溶出量試験 六価クロム（12）、鉛（12）、PCB（12）
- ・含有量試験 六価クロム（12）、鉛（12）

#### カ その他

本仕様書のほか、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、その他関連する仕様書・指針による。また、調査箇所等の詳細については、協議の上決定すること。

なお、試料採取数及び分析検体数は、位置測量の結果に応じ単位区画及び30m格子の再設定を行った場合は、適切な数量に再設定すること。

#### (2) 打合せ（協議）及び記録

打合せ（協議）は業務着手時、成果品納入時のほか、委託者又は業務責任者等が必要と認めたとときに実施し、記録すること。なお、業務責任者は必要な打合せに必ず参加すること。

### 7 業務責任者及び業務担当者

(1) 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、土壤汚染状況調査の実績を1件以上有する業務責任者を定め、業務全般について技術的な管理を行わせること。

#### (2) 業務責任者の資格要件

ア 土壤汚染調査技術管理者

#### (3) 業務担当者の配置

ア 受託者は業務遂行のため、業務責任者の下に業務に必要な知識及び技術を有する業務担当者を配置すること。

イ 実務経験（大卒・高専卒3年、高卒5年、その他10年以上）を有するものとする。

ウ 業務責任者は業務担当者と兼務することができる。

### 8 業務管理

(1) 本業務についての打合せ及び協議事項はすべて議事録を作成し、委託者に提出すること。

(2) 受託者は、次に掲げる業務の主たる部分について再委託することはできない。

ア 総合的な業務履行計画及び進捗管理

イ 調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

### 9 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出のこと。

## 10 提出書類

### (1) 契約後速やかに提出する書類

ア 業務着手届	2部
イ 業務計画書	2部
ウ 業務工程表	2部
エ 業務責任者等指定通知書	2部

### (2) 業務完了時に提出する書類

ア 業務完了届	2部
イ 成果報告書	2部
ウ 参考資料	一式
エ 電子データ	一式

### (3) その他委託者が特に必要と認めた書類

### (4) 業務計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、速やかに業務計画書を作成し提出すること。

### (5) 成果報告書に関する注意事項

- ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。(特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。)
- イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
- ウ 業務協議簿・その他委託者から指定されたものを添付すること。
- エ 成果報告書の提出にあたっては、委託者が立会うこと。
- オ 電子データは、原則以下の2種類を作成すること。他形式で提出する際は、委託者と協議すること。  
ワープロソフト（マイクロソフト Word for Microsoft 365 と互換性が確認されているもの）形式と PDF 形式で作成すること。
- カ ワープロソフト形式の電子データは委託者側で自由に変更できる状態にしておくこと。  
PDF 形式の電子データは印刷やコピー等できる状態にしておくこと。

## 11 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

## 12 秘密の保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

## 13 関係機関との協議

本事業の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うこと。

## 14 著作権

成果報告書に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は委託者に譲渡すること。

## 15 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

16 その他、業務の遂行において本仕様書に明示されていない事項がある場合は、受託者は、委託者と協議の上決定すること。

# 別添 1

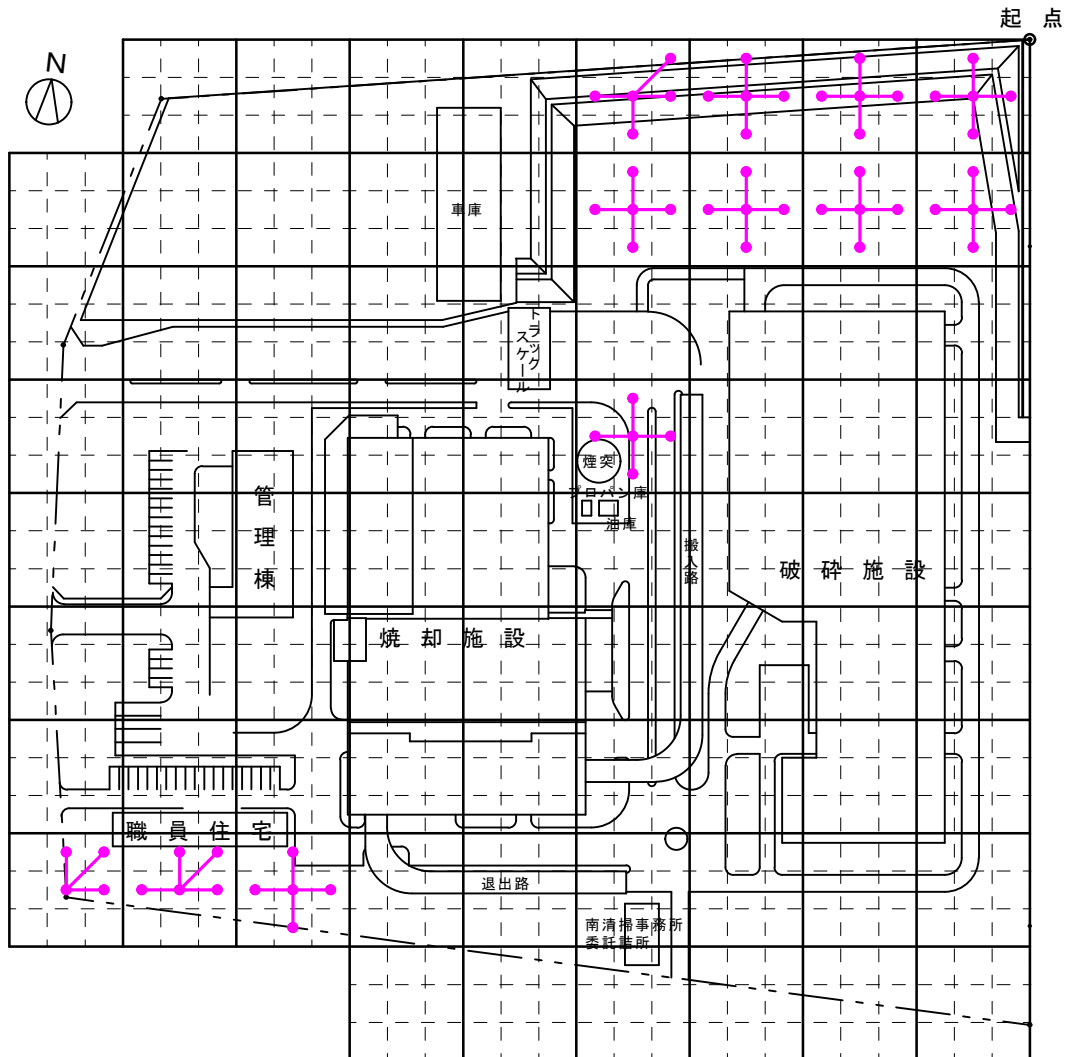
履行場所：札幌市南区真駒内602番地



：表層土壌（一部対象区画）

位置図 S=1:10,000

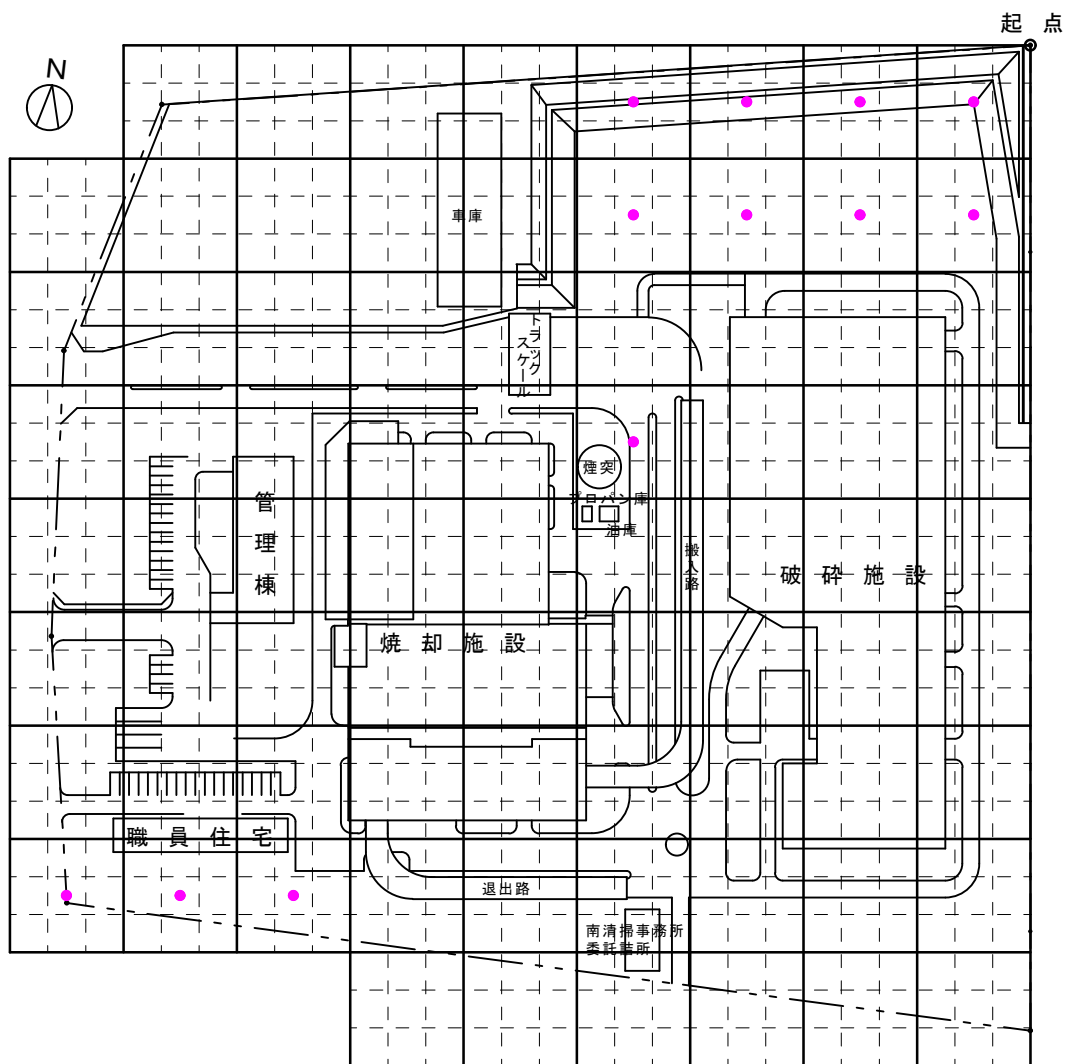
六価クロム、鉛、PCB 3物質 59地点 12検体



資料採取位置図（表土調査） S=1:2,000

# 別添 2

- : 土壌ガス  
ベンゼン 1物質 12地点 12検体



資料採取位置図 (土壌ガス調査) S=1:2,000